

審議事項 第 1 号

令和 6 年度地域包括支援センター
運営業務の評価方法について

評価の方法及びスケジュールについて（案）

1 事業評価の実施目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。地域の関係者とのネットワークの下、総合相談支援などの包括的支援事業や介護予防支援等の支援を行うとともに、こうした取組を通じて市町村と一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが期待される。

しかしながら、過大な業務負担などにより、十分に機能を発揮できていない地域包括支援センターが存在するとともに、市町村や地域包括支援センターごとの課題の多様性が認識されてきた。このような状況において、地域包括支援センターがその機能を適切に発揮していくためには、センターごとに業務の状況を明らかにし、それに基づき必要な機能強化を図っていく必要がある。その認識から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）において、市町村や地域包括支援センターは地域包括支援センターの事業について評価を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされた。（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46関係）

2 事業評価の実施方針（案）

センターの評価については、平成29年の介護保険法の改正により平成30年度から義務化されるとともに（法第115条の46第4項、同第9項）、評価に活用できる資料として、各市町村の取組状況と全国の傾向を比較できるチャート化データが国から提供されるようになった。

本市では、評価が義務化される以前の平成24年度から、独自に評価様式等を作成して評価を実施してきたところであり、平成30年度以降についても、本運営協議会の審議を経て、従来の方法を踏襲しつつ、国から提供されるデータも参考資料として活用しながら、評価を継続してきた。この経過を踏まえ、今年度においても同様の方法で評価を実施する。詳細は、次の「3 実施内容」のとおり。

なお、地域包括支援センターが記入する自己評価票については、PDCAサイクルに沿って計画を進められるよう、令和6年度の事業計画書の項目に沿って作成した。

<参考（評価に係る根拠法令等）>

○介護保険法（抄）

第115条の46第4項

地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならない。

第115条の46第9項

市町村は、定期的に、地域包括支援センターにおける事業の実施状況について、評価を行うとともに、必要があると認めるときは、次条第一項の方針の変更その他の必要な措置を講じなければならない。

○平成18年10月18日厚生労働省老健局計画課長振興課長老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」（抜すい）

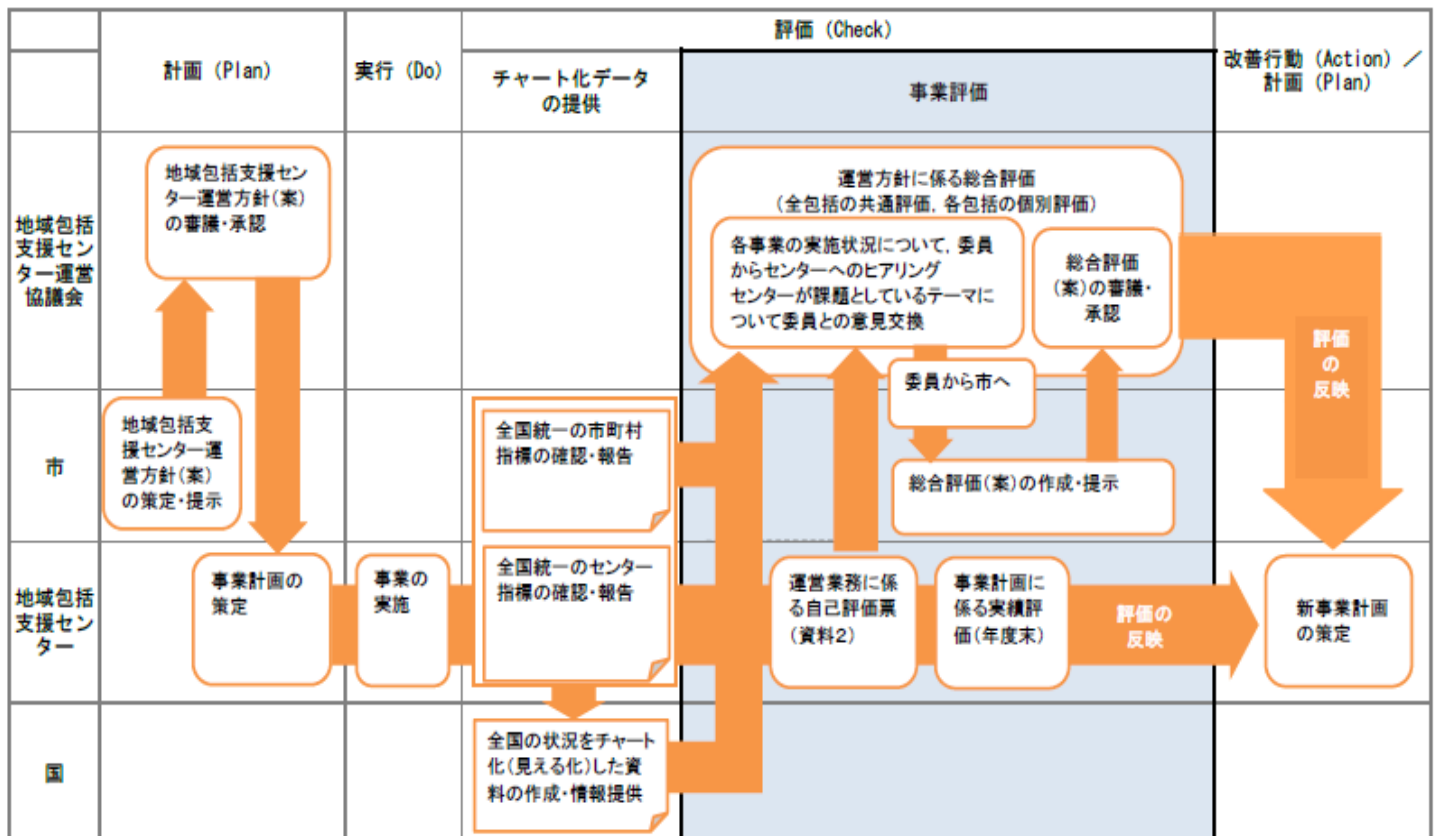
「3 市町村の責務」のうち、「（1）設置」の「⑤ 効果的なセンター運営の継続」

センターの機能の更なる充実と業務負担軽減の推進を図る観点から、センターの設置者は実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図らなければならないこと、市町村は、定期的にセンターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を講じなければならないこととされている。（法第115条の46第4項、第9項）

評価の実施については、別に定める指標を全国で統一して用いることとしており、市町村は、運営協議会と連携しつつ、センターの運営方針等を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等について、評価を行っていくことで、公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を図るとともに、不十分な点については改善に向けた取組を行っていくことで中長期的な観点からも一定の運営水準を確保していくことが期待できる。また、その際、センターの業務の重点化・効率化の観点から、現在の業務や今後対応すべき課題について、内容の緊急度や重要性の観点から対応の優先順位を付け、これを市町村とセンターの間で共有することが重要である。

3 実施内容

(1) 評価の流れ



(2) 実施方法

ア 自己評価等

各センターは、本市が定める評価様式「令和6年度旭川市地域包括支援センター運營業務自己評価票（案）」（資料2）を用いて、自己評価を実施するとともに、全センターに対する共通質問に回答する。共通質問（案）については、次のとおり。また、運営協議会委員に助言をいただきたい課題や、その所属機関等と連携や意見交換を希望する内容について記載し提出する。

【令和6年度 共通質問（案）】

地域住民に認知症の人への正しい理解を普及するために、どのような課題があり、課題解決に向けてどのような取組を行ったか。

イ ヒアリング及び意見交換の内容

① ヒアリング

アの各センターの自己評価票や、第1回運営協議会資料、国から提供されるチャート化データ等を資料として、運営協議会委員からセンターに対して、事業の実施状況等について、質問を行い、意見を述べる。（30分）

② 意見交換

センターが運営協議会委員から助言をいただきたい課題等について、意見交換を行う。（10分）

ウ ヒアリング及び意見交換の実施方法

協議会委員は4グループに分かれる。

第1～3グループは、協議会委員4名、第4グループは協議会委員3名
ヒアリング及び意見交換は、1包括ごとに行う。

1包括の所要時間は40分（ヒアリング 30分 意見交換 10分）

1～3グループ 3交代（所要時間 120分）

4グループ 2交代（所要時間 80分）

エ 意見書の提出

ヒアリング及び意見交換の終了後、協議会委員は市に意見書を提出する。

意見書の内容は、担当したセンターごとについて、評価できる取組や、次年度に向けて課題とすべき取組などについて記載する。

エ 総合評価の作成

事務局において、協議会委員から提出していただいた意見書などの内容を基にセンターごとの評価及び全センター共通の評価を、地域包括支援センター運営業務総合評価（案）としてまとめて作成し、各委員に送付し、書面で確認を行い、承認を得る。

オ 総合評価の通知

各センターへ、協議会委員の承諾を得た令和6年度地域包括支援センター運営業務総合評価を送付する。

カ 実施スケジュール（予定）

時 期	内 容
12月上旬	評価様式（自己評価）を各センターに配付
1月下旬	各センターが評価様式（自己評価）を事務局に提出
2月中旬	第3回運営協議会において、センターへのヒアリング及びセンターとの意見交換を実施、意見書を市に提出
2月下旬	事務局において総合評価（案）を作成 各委員による総合評価（案）の確認、承認
3月上旬	各センターに総合評価を通知